

平成29年度からの特別徴収額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情

陳情の要旨及び理由

マイナンバー制度は2016年1月より運用が開始されていますが、制度が広く浸透しているとは言い難く、また相次ぐシステム障害などにより、実施状況は国の当初想定とは大きく異なっています。昨年末の個人番号カード申請数が国民の1割にも満たないという事実は、そのことを端的に示しています。

我々開業保険医にとっては、中小規模の事業者（個人番号関係事務実施者）の皆様と同じく、マイナンバー制度の運用において、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取扱いガイドラインを順守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また、事業者にとってこの制度の利便性は皆無で、過度な負担や責任を強要されているに過ぎず、「できればやりたくない」というのが本音です。従業員からは個人情報の漏洩・流出に対する懸念の声を多く聞きますし、それを理由に番号提供を拒否する者も少なくありません。これが事業者や住民の実態・実感であるということを、まずはご理解いただきたいと思います。

こうした中、総務省令第91号により、平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（以下：「同通知書」）に受給者（従業員）の個人番号を記載する欄が設けられ、各自治体が一斉に個人番号を記載した同通知書を発送する可能性があるとの報道を目にしました。これを受けて、当会が昨年末に神奈川県内の全33市町村に質問したところ（回答：31市町村）、「記載する」「記載する予定」が7割、そのうちの6割が同通知書を普通郵便で発送するという、驚愕の事実が明らかになりました。

事業者が行う住民税の給与天引きに個人番号は一切必要ありません。無用な個人番号通知は、事業者に更なる負担と責任を押し付けるばかりか、漏洩・流出の危険性を増大させることに繋がります。また、年末調整の際に勤務先への番号提供を拒否した従業員にとっては、本人の承諾を得ないまま勝手に知らされることになります。これは、自治体であってもプライバシー権の侵害に当たると考えます。普通郵便で発送するなど、もってのほかです。機微性の高い特定個人情報の保護意識の希薄さを疑うばかりか、地域住民の信頼を損なう行為です。

マイナンバー制度の運営については、国税庁が「各種提出書類に個人番号の記載がない場合でも書類を受理する」と、柔軟な姿勢を示しています。また、昨年の税制改正により、個人番号を記載する税務関係書類は限定され、付随的な税務書類への記載は不要となりました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構から

個人番号を取得する方法を推奨しています。これらは、個人番号が人目に触れる機会を物理的に少なくするという、漏洩・流出対策として妥当な対応だと思います。

こうした潮流の中、同通知書による自治体からの一方的な番号通知は、逆行した対応だと言わざるを得ません。

以上、同通知書に個人番号を記載することは、事業者、従業員、自治体にとって何のメリットもありません。あるのは個人情報の漏洩・流出の危険性の増大とプライバシー侵害、事業者や自治体の負担増です。

県外に目を向ければ、すでに個人番号を記載しないと決めている自治体もあります。東京都中野区は、▼普通郵便での送付は漏洩のリスクがあること、▼簡易書留での送付は約1200万円の負担増になること、などを理由に、個人番号を記載しない方針を明らかにしています。

大磯町におかれましても、ただ法令・省令を硬直的に運用するのではなく、地域住民や事業者の安心・安全を最優先に考えていただき、同通知書への受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう求めます。また、地方自治法第99条の規定により、同通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める意見書を国へ提出してくださいますよう陳情いたします。

陳情事項

1. 平成29年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に、受給者の個人番号を記載しないこと。
2. 上記通知書に個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める旨の意見書を国に提出すること。

平成29年2月3日

大磯町議会議長

吉川 重雄 様

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2

TS プラザビルディング 2階

神奈川県保険医協会

理事長 森 壽生

電話 045-313-2111

